

地震災害対策計画

目 次

(地震災害対策計画)

1 編 総 則.....	130
第1章 計画の目的	130
第1節 計画の目的.....	130
第2節 計画の性格.....	130
第3節 計画の構成.....	130
第4節 計画の作成又は修正.....	131
第2章 本市の特質と災害要因	131
第1節 本市の地形・地質.....	131
第2節 社会的条件.....	131
第3章 被害想定及び減災効果	132
第1節 基本的な考え方.....	132
第2節 地震被害の予測及び減災効果.....	133
第4章 基本理念及び重点を置くべき事項	135
第1節 防災の基本理念.....	135
第2節 重点を置くべき事項.....	135
第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	137
第1節 実施責任.....	137
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	137
第2編 災害予防.....	143
第1章 防災協働社会の形成推進	143
第1節 防災協働社会の形成推進.....	143
第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携.....	144
第3節 企業防災の促進.....	147
第2章 建築物等の安全化	148
第1節 建築物の耐震推進.....	149
第2節 交通関係施設等の整備.....	151
第3節 ライフライン関係施設等の整備.....	152
第4節 文化財保護対策.....	156
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	156
第3章 都市の防災性の向上	157
第1節 都市計画マスタープラン等の策定.....	158
第2節 防災上重要な都市施設の整備.....	158
第3節 建築物の不燃化の促進.....	159
第4節 市街地の面的な整備・改善.....	159

第4章 液状化対策・土砂災害等の予防	160
第1節 土地利用の適正誘導.....	160
第2節 宅地造成の規制誘導.....	160
第3節 土砂災害の防止.....	161
第4節 被災宅地危険度判定の体制整備.....	162
第5章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	162
第6章 避難行動の促進対策	166
第1節 気象警報や避難指示等の情報伝達体制の整備.....	166
第2節 指定緊急避難場所及び避難路の指定等.....	166
第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成.....	167
第4節 避難誘導等に係る計画の策定.....	167
第5節 避難に関する意識啓発.....	168
第7章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	169
第1節 避難所の指定・整備.....	169
第2節 要配慮者支援対策.....	172
第3節 帰宅困難者対策.....	174
第8章 火災予防・危険性物質の防災対策	175
第1節 火災予防対策に関する指導.....	175
第2節 消防力の整備強化.....	176
第3節 危険物施設防災計画.....	176
第4節 高圧ガス大量貯蔵所防災計画.....	177
第5節 毒物劇物取扱施設防災計画.....	177
第6節 放射性物質取扱施設防災計画.....	177
第9章 広域応援・受援体制の整備	178
第1節 広域応援・受援体制の整備.....	178
第2節 広域応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備.....	179
第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備.....	179
第4節 防災活動拠点の確保等.....	180
第10章 防災訓練及び防災意識の向上	180
第1節 防災訓練の実施.....	181
第2節 防災のための意識啓発・広報.....	182
第3節 防災のための教育.....	184
第4節 防災意識調査及び地震相談の実施.....	185
第11章 震災に関する調査研究の推進	185
第12章 業務継続計画の策定	187
第3編 災害応急対策.....	188
第1章 活動態勢（組織の動員配備）	188
第1節 職員の初動体制.....	188
第2節 災害対策本部.....	189

第3節 職員の派遣要請.....	191
第4節 災害救助法の適用.....	192
第2章 避難行動	192
第1節 地震情報等の伝達.....	192
第2節 避難情報.....	193
第3節 住民等の避難誘導等.....	194
第3章 災害情報の収集・伝達・広報	196
第1節 被害状況等の収集・伝達.....	196
第2節 通信手段の確保.....	198
第3節 広報.....	199
第4節 一般通信施設.....	201
第4章 応援協力・派遣要請	204
第1節 応援協力.....	204
第2節 応援部隊等による広域応援等.....	204
第3節 自衛隊の災害派遣.....	205
第4節 ボランティア等の受入.....	206
第5節 防災活動拠点の確保等.....	208
第5章 救出・救助対策	209
第1節 救出・救助活動.....	209
第2節 防災ヘリコプターの活用.....	210
第6章 消防活動・危険性物質対策	210
第1節 消防活動.....	210
第2節 危険物施設対策計画.....	212
第3節 高圧ガス大量貯蔵所対策計画.....	212
第4節 毒物劇物取扱施設対策計画.....	213
第5節 放射性物質取扱施設対策計画.....	213
第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策	214
第1節 医療救護.....	214
第2節 防疫・保健衛生.....	215
第8章 交通の確保・緊急輸送対策	217
第1節 道路交通規制等.....	217
第2節 道路施設対策.....	218
第3節 鉄軌道施設対策.....	219
第4節 緊急輸送手段の確保.....	219
第9章 浸水対策	220
第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	221
第1節 避難所の開設・運営.....	221
第2節 要配慮者支援対策.....	224
第3節 帰宅困難者対策.....	225

第11章	水・食品・生活必需品等の供給	226
第1節	給水	226
第2節	食品の供給	227
第3節	生活必需品の供給	229
第12章	環境汚染防止及び地域安全対策	230
第1節	環境汚染防止対策	230
第2節	地域安全対策	230
第13章	遺体の取扱い	232
第1節	遺体の捜索	232
第2節	遺体の処理	233
第3節	遺体の埋火葬	233
第14章	ライフライン施設等の応急対策	234
第1節	電力施設対策	234
第2節	ガス施設対策	235
第3節	上水道施設対策	236
第4節	下水道施設対策	237
第5節	通信施設の応急措置	237
第6節	郵便業務の応急措置	238
第7節	ライフライン施設の応急復旧	239
第15章	住宅対策	239
第1節	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	239
第2節	被災住宅等の調査	240
第3節	公共賃貸住宅等への一時入居	240
第4節	応急仮設住宅の設置及び管理運営	241
第5節	住宅の応急修理	243
第6節	障害物の除去	245
第16章	学校における対策	246
第1節	地震情報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置	246
第2節	教育施設及び教職員の確保	247
第3節	応急な教育活動についての広報	247
第4節	教科書・学用品等の給与	247
第17章	災害救助法の適用	248
第4編	災害復旧・復興	250
第1章	復興体制	250
第1節	市復興計画の策定	250
第2節	職員の派遣要請	250
第2章	公共施設等災害復旧対策	250
第1節	公共施設災害復旧事業	250
第2節	激甚災害の指定	252

第3節 暴力団等への対策	253
第3章 災害廃棄物処理対策	253
第4章 震災復興都市計画の決定手続き	254
第1節 第一次建築制限について	254
第2節 第二次建築制限について	255
第3節 復興都市計画事業の都市計画決定	255
第5章 被災者等の再建等の支援	255
第1節 罹災証明書の交付	256
第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	256
第3節 被災者への支援金等の支援、税の減免等	256
第4節 金融対策	257
第5節 住宅等対策	258
第6章 商工業・農林業の再建支援	258
第1節 商工業の再建支援	258
第2節 農林業の再建支援	258
第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	260
第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	260
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	260
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	264
別紙 東海地震に対する事前対策	267
第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報	267
第1節 東海地震に関する事前対策の意義	267
第2節 東海地震に関連する情報	269
第2章 地震災害警戒本部の設置等	270
第1節 地震災害警戒本部の設置等	270
第2節 警戒宣言発令等の情報伝達	274
第3節 警戒宣言発令時等の広報	276
第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等	280
第3章 発災に備えた資機材、人員等の配備手配	280
第1節 主要食料、医薬品、住宅等の確保	280
第2節 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備	281
第4章 発災に備えた直前対策	283
第1節 避難対策	283
第2節 消防、浸水等対策	284
第3節 社会秩序の維持対策	285
第4節 道路交通対策	285
第5節 鉄軌道対策	287
第6節 バス	288

第7節	飲料水、電気、ガス、通信及び放送関係	288
第8節	生活必需品の確保	290
第9節	金融対策	290
第10節	郵政事業対策	291
第11節	病院	291
第12節	百貨店等	291
第13節	緊急輸送	291
第14節	警戒宣言発令時の帰宅困難者・滞留旅客対策	292
第5章	市が管理又は運営する施設に関する対策	293
第1節	道路	293
第2節	河川・ため池	293
第3節	不特定かつ多数の者が出入りする施設	293
第4節	地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置	295
第5節	工事中の建築物等に対する措置	295
第6章	他機関に対する応援要請	295
第1節	防災関係機関に対する応援要請等	295
第2節	自衛隊の地震防災派遣	296
第7章	住民のとりべき措置	296
第1節	家庭においてとりべき措置	296
第2節	職場においてとりべき措置	297

1 編 総 則

第 1 章 計画の目的

第 1 節 計画の目的

この計画は、市民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模な地震災害に対処するため、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から守ることを最大の目的とする。

この目的を遂行するため、国・県等との有機的なつながりのもとに、地震災害の予防、応急対策及び復旧に関する計画を定めるとともに、市民の積極的な自衛協力体制を醸成しつつ、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図る。

第 2 節 計画の性格

第 1 性 格

この計画では、地震防災に関し、市及び各防災関係機関の責任の所在を明確にするとともに、その事務又は業務の一貫性を図る。

第 2 他の計画との関係

- 1 この計画では、住民の生命、身体及び財産を守るため、市の地域に係る地震防災に関して市が処理すべき事務、又は業務を包含した基本計画を示す。
- 2 この計画では、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（以下「災対法」という。）第 42 条の規定に基づいて策定される「長久手市地域防災計画」の「地震災害対策計画」として、長久手市総合計画及び長久手市消防計画との整合のもとに、大規模な地震災害に対処するための措置事項を定める。
- 3 第 5 編東海地震に対する事前対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号以下「大震法」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づく「地震防災強化計画」と呼んでいるが、本計画においては計画の中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」で定める
- 4 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、市地域防災計画において必要事項を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では「南海トラフ地震防災対策推進計画」と呼んでいるが、この計画では、第 2 編「災害予防」及び第 3 編「災害応急対策」及び第 5 編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。
- 5 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

第 3 節 計画の構成

本計画は、災害の予防、警戒宣言発表等に伴う緊急応急対策、災害発生による応急対策及び災害復旧並びに東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策からなる。

第4節 計画の作成又は修正

市防災会議は、本計画を作成し、常に実情に沿った計画とするため社会情勢の変化に応じ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第2章 本市の特質と災害要因

第1節 本市の地形・地質

本市は、尾張平野部の東部に位置し、東西約8キロメートル、南北約4キロメートル、総面積は約21.5平方キロメートルを占める。

第1 地形概要

本市域最大の流路をもつ香流川は、東半地域では南東から北西方向に、西半地域ではほぼ東から西方向に流れを変え名古屋市域に注いでいる。

香流川流域には、沖積低地（平地）が発達し主に耕作地に利用されている。香流川沖積低地の北側及び南側地域は、標高50～150メートルと起伏のある丘陵地となっており、南東端部の豊田市との境界分水嶺で約184メートルの最高標高を示している。

名古屋市に隣接する西部丘陵地区は、主に住宅（団地）地として発達しており、南東丘陵部の地域には、高校、大学、各種研究施設や運動公園、愛・地球博記念公園や東部丘陵線（リニモ）等の施設が立地しています。

第2 地質概要

香流川水系の沿岸低地は、沖積層からなり、周辺の丘陵地域には洪積層及び新第三紀層が分布する。

沖積層及び洪積層は、礫、砂、粘土からなり、沖積層は未固結、洪積層は半固結の状態を示す。新第三紀層は、瀬戸層群矢田川累層に分類され、標高の高い東部では礫、西部では砂、シルト、粘土が優勢の粘土層と、砂・シルト層が互層をなしている。

市域の一部には、粘土層及び砂・シルト層に挟まれた亜炭層が広く分布し、明治時代から本市の特産物として盛んに採掘された。市中央北部から南西部にかけては、現在も亜炭坑跡（多くは充填済）が残っている。

南部及び南西部の丘陵地では、都市基盤整備として昭和47年から始まった区画整理事業において、洪積層あるいは新第三紀層の切土、谷底部あるいは沖積低地の埋め立てにより造成され市街化が進んでいます。

第2節 社会的条件

第1 都市構造の概要

- 本市の都市構成・構造は、次のような多面的な特徴を持つ。
- 1 広い道路、不燃性構造物、中・高層建築物等からなる市街地区域
 - 2 都市基盤整備事業等で区画された地域：比較的計画的に区画され、小公園等のオープンスペースを持った居住区域

- 3 丘陵地に建設された高等学校及び大学、各種研究施設並びに各種運動公園施設からなる区域
- 4 狭く不規則な形状の道路と、主として木造家屋からなる町並みを形成している旧市街地
区域
- 5 農耕地区域
- 6 愛・地球博記念公園を中心とする東部丘陵から連なる比較的オープンスペースに恵まれ
た区域及び古戦場公園を中心とする緑地区域

第2 人口構成

本市の人口は、60,162 人（令和 2 年国勢調査）である。このうち、要配慮者に分類され
る 0～14 歳人口 10,140 人、65 歳以上人口 10,322 人、外国人 993 人の合計は、21,455 人
であり、総人口の約 36%を占めている。

防災を考える場合、要配慮者の分布を把握しておくことが重要で、現状では大筋で見
ると、上記 1、2、3 の区域では相対的に要配慮者の占める割合が小さく、4、5 の区域で
その割合が大きい傾向にある。

昼間人口と夜間人口の差は、1、2、3 の区域で大きく、4、5 の区域で小さい。また、
1、3 の区域では昼間人口が夜間人口より大きく、2 の区域では逆に、夜間人口の方が大
きい。6 の区域は、土地に不案内な非定住者からなる不特定多数の人員が集合する区域で、
夜間にはほとんど滞留者がいない特殊な区域となる。

1 生活様式の変化

近年は、生活様式の変化により、電力、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施
設への依存度が高まっている。これらのライフライン施設は、地震等により被害を受ける
とその復旧に時間を要し、二次災害の危険性をも有している。

2 交通量の増大

交通量の増大は、災害発生時には交通渋滞や交通混乱の原因となり、救援・救助活動の
妨げとなる可能性がある。また、交通渋滞を引き起こし、火災の発生原因、あるいは延焼
拡大の媒体ともなり得る。

また、平成 17 年に開通した東部丘陵線は、公共交通機関としての利便性の向上に役立
つ反面、ひとたび被災すれば、他の交通機関に及ぼす影響も大である。

3 コミュニティ意識の低下

災害を最小限に食い止めるためには、「自分の命は自分で守る」、「自分の家も自分の市
も自分で守る」という市民一人ひとりの自助努力、自己責任感が重要である。この点で市
民の防災意識の向上、自主防災組織の育成等、地域における防災文化の形成が欠かせない。

しかし、近年の急速な社会条件の変化によりコミュニティ意識は低下しており、災害時
には、被災者救出の初期活動の核となるためのコミュニティが十分に機能しないことも考
えられる。

第3章 被害想定及び減災効果

第1節 基本的な考え方

本市に被害を及ぼすと考えられる地震は、海溝型地震（東海地震等）と内陸型地震である。
本計画では、海溝型地震と内陸型地震のそれぞれについて、災害予防計画、災害応急対策計画、
災害復旧計画等の基礎資料とするために、地震動及び地震被害の想定を実施した。

第1 想定地震

想定地震については、次の2つの地震とした。

1 南海トラフ地震

南海トラフでは、約100～200年の間隔で大地震が発生している。既往最大と言われる1707年の「宝永地震」(M8.6)クラスの地震をベースに、1854年安政東海(M8.4)、1854年安政南海(M8.4)、1944年昭和東南海(M7.9)、1946年昭和南海(M8.0)の揺れを網羅した「過去地震最大モデル」による被害予測の結果を示す。

また、「命を守る」という観点から、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震「理論上最大想定モデル」(1000年に一度あるいはそれより発生頻度が低いとされるもの)による補足結果も併記する。

2 猿投山北断層による地震

本市に最も近い確実度Ⅰ(活断層であることが確実なもの)、活動度Ⅱ(千年当たりの変位量が0.1m以上、1m未満)の活断層である猿投山北断層を震源とし、愛知県建設部(調査実施当時は建築部)が1995年実施の調査結果をもとに想定するもの。

第2 南海トラフで発生する恐れのある地震の被害予測

1 被害予測

本市における被害想定は、「過去地震最大モデル」で最大震度「6強」、「理論上最大想定モデル」で「6強」となり、これらによる被害は以下のとおりとなった。なお、掲載したデータは、被害が最大になる発災時季と時間帯のものである。

	全壊・焼失棟数(冬夕18時発災)					
	揺れ	液状化	浸水	急傾斜地崩壊等	火災	合計※1
過去地震最大モデル	約70	*	*	*	約10	約80
理論上最大想定モデル(陸側ケース)	約200	*	*	*	約50	約300

	死者数(冬早朝5時発災、早期避難率低の場合)								合計※1	
	建物倒壊		浸水			急傾斜地崩壊等	火災	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物		
		(うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		(うち自力脱出困難)	(うち逃げ遅れ)					
過去地震最大モデル	*	*	*	*	*	*	*	*	*	
理論上最大想定モデル(陸側ケース)	約10	*	*	*	*	*	*	*	約10	

* :被害わずか(5未満)
※1 : 次の①～③にしたがって端数処理を行ったため、合計が各項目の和に一致しない場合がある。
①5未満→「*」、②5以上100未満→「一の位を四捨五入」、③100以上1万未満→「十の位を四捨五入」
参考 : 「平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等 被害予測調査結果」愛知県防災会議地震部会、平成26年5月

次のライフライン機能支障、避難者数、帰宅困難者数、災害廃棄物等の量については、「過去地震最大モデル」に基づく予測値である。

ライフライン機能支障（発災１日後；冬夕 18 時発災）						
上水道	下水道	電力	固定電話	携帯電話	都市ガス	LP ガス
断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	停波基地局率（％）	復旧対象戸数（戸）	機能支障世帯数（世帯）
約 29,000	約 35,000	約 26,000	約 5,600	80	*	約 100

* ：被害わずか（5 未満）

避難者数（人）（冬夕 18 時発災）			帰宅困難者数（人） （昼 12 時発災）	災害廃棄物等（千トン） （冬夕 18 時発災）
１日後	１週間後	１ヶ月後		
約 400	約 2,500	約 500	約 7,300～約 8,600	約 22

2 減災効果

「過去地震最大モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化（耐震化率 100%）や家具等の転倒・落下防止対策実施（実施率 100%）等により、揺れによる全壊棟数は約 6 割減少し、死者数は約 8 割減少すると想定されている。

「理論上最大想定モデル」の想定被害に対して、建物の耐震化や避難対策等により、揺れによる全壊棟数及び死者数は約 6 割減少すると想定されている。

第 3 猿投山北断層による地震における被害想定

猿投山北断層は、南西から北東方向に連なって走り、長さ（21 km）と明らかにされており、新活動時期は約 1,900 年前～3,300 年前、活動間隔は約 5,000 年とされている。このことから、今後数百年以内という近い将来に活動する可能性は、完全に否定できないものの高くはないと考えられる。30 年以内の地震発生確率（ほぼ 0%～2%）

1 被害予測

猿投山北断層による被害想定結果を以下に示す。

震度	液状化	全壊数（棟）		地震火災（冬 18 時）
		木造	非木造	炎上出火件数
6 弱以上	ごく局部的	763	63	26
人的被害				避難者数(人)
死亡者数	重傷者数	軽傷者数	合計	長期避難
11	79	1,660	1,750	3,018

なお、活断層が確認されていないところでも大きな地震が発生する可能性があることに留意する必要がある。

第1節 防災の基本理念

南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%程度と予測されており、この地域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市を始めとする各防災関係機関は、「第3章 被害想定及び減災効果」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。また、女性や高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

第1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせることで一体的に災害対策を推進する。

第2 災害応急対策段階

- 1 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- 2 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

第3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

国の防災基本計画及び「第3章 被害想定及び減災効果」を踏まえ、本市の地域の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

第１ 揺れ対策の充実に関する事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難等に必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進する。

また、上下水道、道路、鉄道、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図る。

第２ 浸水対策の充実に関する事項

堤防等の被災による浸水からの迅速かつ確実な避難を実現するため、避難場所や避難路等の整備、浸水想定を踏まえた土地利用等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進する。

第３ 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、県と他市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。

また、市と企業等との間で協定を締結する等、各主体が連携した応急体制の整備に努める。

第４ 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

第５ 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。

第６ 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。

また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。

第７ 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付け等による市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

第８ 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県と市は、住宅復興計画・体制の検討を進める等、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第1節 実施責任

第1 長久手市

市（以下「市」という。）は、災対法の基本理念にのっとり市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、防災の第一次的責務者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、自衛隊等の協力を得て防災活動を実施する。

第2 愛知県

愛知県（以下「県」という。）は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、災害が市の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく、市で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要とするとき、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、他の市町村及び指定地方公共機関の防災活動の援助及びその調整を行う。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、災対法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域市民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

第4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災対法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災対法の基本理念にのっとり平素から災害予防態勢の整備を図るとともに、災害時には応急措置を行う。

また、市、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 市

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等を含む災害予警報等、情報の収集伝達を行う。
- 2 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- 3 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。
- 4 避難場所、避難路、消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行う。
- 5 地震防災応急対策を実施すべき事業所等に対し、必要に応じそのとるべき措置について指示、要請又は勧告を行う。
- 6 避難の指示を行う。
- 7 被災者の救助を行う。

- 8 給水活動等を行う。
- 9 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- 10 消防活動、水防活動及び浸水対策活動を行う。
- 11 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- 12 要配慮者に対する防災上必要な措置を行う。
- 13 農産物及び家畜に対する応急措置を行う。
- 14 消防、水防、浸水対策及び救助その他防災に関する業務施設、設備の整備を行う。
- 15 公共土木施設、農地、農業用施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- 16 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 17 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
- 18 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、その他市民の自発的な防災活動の促進を行う。
- 19 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- 20 被災建築物・宅地の危険度判定等を行う。
- 21 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。

第２ 県関係機関

[愛知県尾張県民事務所]

- 1 災害予警報等情報の収集伝達を行う。
- 2 市の実施する災害対策業務に関する支援を行う。
- 3 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。

[愛知県尾張農林水産事務所]

- 1 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置を行う。
- 2 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。

[愛知県瀬戸保健所]

- 1 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。

[愛知県尾張建設事務所]

- 1 公共土木施設に対する応急措置をとる。
- 2 公共土木施設の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
- 3 緊急車両の通行を確保するための道路啓開を行う。
- 4 市町村の実施する被災建築物・宅地の危険度判定等に対する支援・調整を行う。また、応急仮設住宅の建設を行う。

[愛知県愛知警察署]

- 1 情報の収集、伝達及び災害原因調査を行う。
- 2 警察広報を行う。
- 3 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- 4 被災者の救助、救護を行う。
- 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- 6 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- 7 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付を行う。
- 8 交通規制、警戒区域の設定を行う。
- 9 犯罪の予防その他災害地における社会秩序の維持を行う。

第3 指定地方行政機関

[名古屋地方気象台]

- 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- 2 気象、地象（地震にあつては、発表した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及・啓発に努める。

第4 自衛隊

1 災害派遣の準備

- (1) 防災関係資料（災害派遣に必要な情報）の収集を行う。
- (2) 災害派遣計画を作成する。
- (3) 災害派遣計画に基づく訓練を実施し、本部訓練を含めた防災訓練等に積極的に参加する。

2 発災後の対処

- (1) 即時救援活動人命救助を最優先して救援活動を実施する。
- (2) 応急救援活動方面隊の命令に基づき、救援活動を実施する。
- (3) 方面隊による本格対処方面隊の対処構想に基づき、被害の状況を把握しつつ、関係機関と密接に調整し、総力を結集して、効率的な救助活動を実施する。

第5 指定公共機関

[独立行政法人水資源機構中部支社]

- 1 愛知用水施設の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

[独立行政法人地域医療機能推進機構]

- 1 県知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

[日本赤十字社愛知県支部]

- 1 南海トラフ地震に関連する情報の発表に伴い、救護班要員の確保並びにその派遣準備を行うとともに、医療機材、医薬品、血液製剤の現有数の確認並びに救護資材の整備点検等を行う。
- 2 避難所の設置に係る対策を行う。
- 3 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く）の業務を行う。
- 4 血液製剤の確保と供給を行う。
- 5 被災者に対し、赤十字として日頃から備蓄してある救援物資の配布を行う。
- 6 義援金等の募集及び配分を行う。

[日本郵便株式会社]

- 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。
- また、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。
- 1 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。
 - 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。
 - 3 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団

体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

- 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施するものとする。
- 被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

[中部電力株式会社]

- 電気供給施設の災害予防措置を講じるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合においても、必要な応急対策を実施する。
- 発災後、被災状況を調査し、供給不能時の需要者に対して早期供給再開を図る。
- 自社の電力に不足を生じた場合には、他社と電力の融通を図る。
- 原子力発電所において異常が発生した場合に、必要な情報提供を行う。

[東邦瓦斯株式会社]（※）

- ガス施設の災害予防措置を講じるとともに、警戒宣言が発表された場合においても必要な応急対策を実施する。
- 発災後に被災施設を早急に復旧し、供給停止となっている需要者に対して早急に供給の再開を図る。

（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

[日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社]

- 要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

[西日本電信電話株式会社]

- 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信設備の整備を行う。
- 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
- 災害時における公衆通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 気象等予警報を市へ連絡する。
- 災害関係電報電話料金等の免除を行う。

[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、ＫＤＤＩ株式会社]

- 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

[株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社]

- 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。
- 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

[楽天モバイル株式会社]

- 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。
- 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

第６ 指定地方公共機関等

[尾三消防組合]

- 1 正確な情報の収集及び伝達体制の確立を行う。
- 2 火災等発生防止に関する広報を行う。
- 3 火災等防除のための警戒活動を行う。
- 4 迅速救急救助のための体制をつくる。
- 5 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- 6 防災活動に協力する。
- 7 水防、消防、浸水活動対策を実施する。
- 8 水防、消防、浸水対策、救助その他業務施設、整備の整備を行う。

[一般社団法人東名古屋医師会]

- 1 医療及び助産活動に協力する。
- 2 防疫その他保健衛生活動に協力する。

[愛知中部水道企業団]

- 1 水道施設の災害予防措置を行う。
- 2 給水活動を行う。
- 3 被害状況の調査、水道施設の応急措置及び災害復旧を行う。

[尾張東部衛生組合]

- 1 廃棄物処理施設の災害予防措置を行う。
- 2 災害地から排出された廃棄物を迅速に処理して環境衛生の保全を図る。

[尾張旭市長久手市衛生組合]

- 1 し尿処理施設の災害予防措置を行う。
- 2 災害地から排出されたし尿物を迅速に処理して環境衛生の保全を図る。

[愛知高速交通株式会社]

- 1 車両、路線及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。
- 2 対策本部等を設置し、防災応急対策の円滑な推進を図る。
- 3 旅客の避難、死傷者の救護、処置を実施する。
- 4 発災後の早期復旧を期するため、その準備態勢をとる。
- 5 災害により線路が不通となった場合は、自動車等による代行輸送を行う。
- 6 運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[社会福祉法人長久手市社会福祉協議会]

- 1 市災害ボランティアセンターの設置運営を行う。
- 2 災害援護資金の貸付けを行う。
- 3 その他市が行う活動に協力する。

第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

[産業経済団体]

- 1 農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資の斡旋について協力する。

[医療機関、社会福祉事業団体]

- 1 病院、医院及び社会福祉事業団体は、被災者の救急及び保護対策等について協力をする。

[文化、厚生、社会団体]

- 1 婦人会、日赤奉仕団等は、予警報、その他災害情報の収集、伝達、炊出し、給水、その他救援物資の配布及び被害調査、被災者の救助活動等、応急諸対策の活動について協力す

る。

[自治会等]

- 1 自治会、自主防災組織等は、地域内の被害情報の収集、伝達及び地域内の被害情報の収集、伝達及び救援物資の配布等の応急対策に協力する。

[防災上重要な施設の管理者]

- 1 学校、危険物施設等の管理者は、防災管理上必要な措置を行い防災活動について協力する。

[ひまわりネットワーク株式会社・株式会社尾張東部放送]

- 1 平成 20 年に締結された「災害時の放送に関する協定」に基づき、災害時は市民に必要な情報等の伝達について協力する。

(資料)

- ・ 災害対策基本法における関係機関に関する規定（資料第 1）
- ・ 防災関係機関（資料第 2）
- ・ 主な防災関係機関及び連絡窓口（資料第 3）

第2編 災害予防

第1章 防災協働社会の形成推進

第1節 防災協働社会の形成推進

第1 基本方針

自然災害からの安心・安全を得るためには、行政による公助はもとより、市民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、県、市、市民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。

第2 対策

1 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公共」という考え方を踏まえ、市民、事業者、自主防災組織等と一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や市民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

2 災害被害の軽減に向けた具体的行動

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

3 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3 市民等の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、すべての市民、事業者、団体が、防災に関するこの基本的責務を有する。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

1 市民の責務

市民は、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、指定緊急避難場所や指定避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行う防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 事業者の責務

事業者は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携

第1 自主防災組織の育成

大災害が発生した場合、防災関係機関による防災活動の遅延や阻害が予想される。このような事態において、被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防ぐためには、「自分の命は自分で守る」、「自分の家も自分の市も自分で守る」という市民一人ひとりの自助努力、自己責任感が重要である。このためには、自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難協力等が必要不可欠である。また、自主防災組織の活動は、地震や水害に対する地震予知情報の正確な伝達、混乱の発生防止等についても大きな役割を果たすものと期待される。

このように、災害発生時において自主防災組織の果たす役割は大きく、市は「長久手市自主防災組織設置要綱」に基づき、地域市民及び事業所等からなる自主防災組織の設置を積極的に推進し、その育成指導を図る。

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

1 自主防災組織の基本方針

(1) 組織の規模

自主防災組織は、市民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進する。

(2) 組織づくり

自主防災組織は、町内会、自治会等の自治組織を基本として組織づくりを進める。

(3) 組織の連携

結成された自主防災組織は、自主防災組織相互間及び既存の女性消防（防火）クラブ等の団体等との有機的連携を図る。

2 自主防災組織に対する指導

市及び防災関係機関は、自主防災組織の自主的な性格を考慮しながら、積極的に組織の育成指導を図る。

(1) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織が防災に関するＮＰＯ、消防団、女性消防クラブ、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

- (2) 災害ボランティアセンター
- 市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（社会協議福祉会等）との役割分担等を定めるように努めるものとする。
- 特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくように努めるものとする。

3 自主防災組織に対する援助

- 市は、自主防災組織が整備する防災倉庫、防災資機材及び自主防災組織が実施する訓練に対して、助成、補助及び訓練指導等の援助を行う。
- 特に、組織の役割及び活動内容から判断して、防災活動上必要不可欠と考えられる防災資機材等は可能な限り助成を行う。

4 自主防災組織の活動

- 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において、効果的に防災活動を行うよう努める。
- (1) 平常時の活動
- ア 情報の収集伝達体制の確立
 - イ 防災知識の普及及び防災訓練の実施
 - ウ 火気使用設備器具等の点検
 - エ 防災用資機材等の備蓄及び管理
 - オ 地域内の要配慮者の把握
- (2) 災害発生時の活動
- ア 初期消火の実施
 - イ 地域内の被害状況等の情報の収集及び市、消防関係者、警官等への伝達
 - ウ 救出・救護の実施及び協力
 - エ 市民に対する避難命令の伝達
 - オ 集団避難の実施
 - カ 炊き出しや救助物資の配分に対する協力
- (資料)
- ・ 長久手市自主防災組織設置要綱（資料第15）

第2 ボランティア活動の普及・啓発及び登録制度の推進

- 市は、大規模な災害時に、行政、市民、自主防災組織などに対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野において、迅速で、きめ細かいボランティア活動が必要になる。
- 災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーターを確保した受入れ体制の整備と、ボランティア相互の活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。
- このため、市は平常時より、行政、市民、自主防災組織等とボランティア組織との情報交流に努めるとともに、災害時にボランティアの受入れが円滑に行われるよう、ボランティアコーディネーターの養成、ボランティア活動の普及・啓発を推進、またボランティアグループ登録制度の活用を図る。
- また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、教育委員会や学校等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会を充実させるものとする。

1 ボランティア活動の種類

- (1) 一般作業
- 炊出し、清掃、救援物資の整理等の危険を伴わない作業

- (2) 特殊作業
特殊な資格、技術を要する作業

2 防災ボランティア活動の環境の整備

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びＮＰＯ・ボランティア等（以下「ＮＰＯ・ボランティア関係団体」という。）との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

3 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要である。そのため、市は、平常時から自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のＮＰＯ等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

4 ボランティアコーディネーター養成の推進

市は、ボランティアコーディネーターの養成を推進するために、県の実施するボランティアコーディネーター養成講座への防災担当者等の受講・参加を推奨するとともに、市独自の養成講座の開催に努める。なお、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

5 ボランティア活動の普及・啓発

市は、市民のボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるために、広報・啓発活動を通じて、ボランティア活動の普及・啓発に努める。

6 ボランティアグループ登録制度の活用と情報交流の推進

市は、災害時の応急対策に必要な人員が不足した場合に備え、被災地救援に手を差し伸べる意思のあるグループをあらかじめ募集して登録する。登録の際は、グループ名、連絡先、グループ活動員数などを台帳に記録する。

また、市並びにボランティアコーディネーターは、平常時より登録ボランティアグループをはじめ、ボランティア組織との情報交流を行い、災害時の協働が円滑に行われるよう努める。

7 ボランティアの受入体制の整備

市は、あらかじめ平常時において定期的に次の(1)から(3)等の災害発生時の対応や連絡体制についてＮＰＯ・ボランティア関係団体等との意見交換に努める。

- (1) ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。
- (2) 市は、災害時にコーディネーターを派遣することを協力するＮＰＯ・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。
- (3) 市の災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入れを行う。

8 災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練

市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

9 活動拠点の提供

市は、災害時には、ボランティア活動に関する情報交換の場所、及び活動のための資機材の設置・保管場所とするための活動拠点を提供する。

含めた建築物の耐震化・不燃化を一層推進するとともに、非構造部材の転倒・落下防止対策を推進する。

交通・ライフライン関係施設等は、住民の日常生活及び社会生活・経済活動上、欠くことのできないものであり、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、事前の予防措置を日頃から講じておくことが重要かつ有効である。

第 1 節 建築物の耐震推進

第 1 市における措置

1 総合的な建築物の耐震性向上の促進

地震発生時の避難・救護拠点となる施設を始めとする既存建築物の耐震性向上を図るため、「長久手市耐震改修促進計画」に基づき、総合的な建築物の耐震性向上の促進を図る。

特に、地震で建築物が倒壊することによる避難路の閉塞を防ぐために、優先的に耐震化に取り組むべき避難路を指定し、その避難路沿道建築物の耐震診断を努力義務とすることやブロック塀等の付属物の耐震対策を推進することで、対象建築物の耐震性向上を促進していく。

2 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下、「耐震改修促進法」という。）の適正な施行

耐震改修促進法に基づき、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として、指定避難所等の防災上重要な建築物（昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した既存耐震不適格建築物に限る。）を指定し、耐震診断結果の報告を努力義務とすることとする。

第 2 耐震改修促進計画

1 民間住宅の耐震化の促進

これまで国・県と協力して行ってきた民間住宅の耐震診断と耐震改修費・除却費の補助等を引き続き実施する。

2 減災化の促進

地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の耐震化のみでは不十分であるため、木造住宅耐震シェルター整備費補助事業・段階的耐震改修工事に係る補助制度の活用・家具の転倒防止の促進等により、減災化の促進を図る。

3 普及・啓発

今後の耐震化や減災化促進のため、インターネット・チラシ等を利用した普及・啓発により、建築物の耐震化に対する意識の向上を図り、知識の普及・意識啓発を進める。

第 3 公共建築物の耐震性の確保・向上

災害発生時には、迅速で正確な情報伝達、適切な対応行動の誘発・啓発、休息・睡眠のための安全な避難場所の確保が重要である。市は、これらの対策活動を円滑に進めるため、「防災上重要な建築物」として各施設の耐震性の確保を図り、計画的に耐震診断を実施する。また、必要に応じて耐震補強工事を行い、災害時の施設機能停止・低下の回避に努める。

特に、災害時の拠点となる市の庁舎等については、発災後に果たす機能を勘案し、建築物の構造強度の確保や非構造物の耐震対策等により、地震後に継続使用できるための改修等を促進する。

1 防災上重要な建築物

(1) 災害時の復旧活動指示、制御等、防災業務の中枢を担う市機関

面的な対策を講じる必要がある。消防本部は、予防査察の強化をはじめ、現行消防法に規定された消防用設備等の完全設置及びその維持管理についての適正な運用、防火管理者制度の円滑な推進を図るとともに、消防計画に基づく消防、避難訓練の励行について指導の強化に努める。

また、長周期振動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者に周知し、高層階における室内安全対策を促進する。

第7 被災建築物の応急危険度判定の体制整備

1 応急危険度判定士の養成等

市は、県や愛知県建築物地震対策推進協議会と協力して、建築士等を対象に判定士養成講習会を実施し、判定士の養成に努める。

2 愛知県建築物地震対策推進協議会による相互支援体制の推進

市は、震災時における応急危険度判定の実施をより迅速かつ的確に行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会において、県内市町村相互の支援・判定体制の確立に努めるものとする。

(資料)

- ・ 高層建築物（資料第40）

第2節 交通関係施設等の整備

施設ごとに耐震性を必要とされる構造物については、耐震性の強化を図るとともに、その他の施設についても被害軽減のための諸施策を実施し、被害を最小限にとどめるよう予防措置を講ずるものとする。

第1 道路施設

地震により道路、橋梁等が被災することは、地震災害時における住民の避難、消防活動、医療活動、緊急物資の輸送活動等に困難をもたらす。

このため、道路管理者は、日常から施設の危険箇所の調査とこれに基づく補修工事、及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。同時に、災害応急活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、各道路管理者の計画に基づいてその整備に努める。

また、被災時の応急復旧作業を迅速に実施するために、応急復旧資機材等の調査を行い、民間常時保有量の把握に努める。新たに道路、橋梁等を建設する場合は、耐震性を配慮した道路施設の建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

1 道路の整備

予想される道路の被害として、高盛土箇所の崩壊、埋立地内等の軟弱地盤における路面の亀裂、沈下、法面からの土砂、岩石の崩落等がある。これらについて、防災点検を行い、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する必要がある。

また、定期的に点検を実施し、状況変化等が生じた場合には、速やかな対策を実施する。

震災時において、電気、電話、ガス、上水道等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図り、また、道路上の工作物等をできる限り少なくして、災害応急対策の円滑な実施を図るため、ライフラインの共同収容施設である共同溝・電線共同溝の整備を推進する。

2 橋梁の整備

新たに橋梁等を建設する場合は、耐震性に配慮した建設を積極的に推進し、道路機能の確保を図る。

第 4 節 文化財保護対策

第 1 保護対策全般

- 1 文化財に関する住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立を図る。このため市は、文化財の管理者等に対し防災知識の普及、文化財の管理、保護に関する指導、助言を行う。
- 2 災害が発生した場合に備え、管理者等と市、尾三消防本部等の間の連絡・協力体制を確立する。
- 3 市の防災関係部局は、文化財関係部局と連携し、文化財の管理、防災についての専門的知識、情報の収集に努めるものとする。

第 2 平常時からの対策

- 1 国指定、県・市指定文化財の所有者ごとに「文化財レスキュー台帳」を作成し、文化財の保存（保管）状況の把握に努める。
 - (1) 所有者名・所在地・連絡先・所轄消防署名・変更履歴・所有者住所
 - (2) 所有文化財名（指定区分、種別、員数、指定年度、構造形式、時代、年代、代表者氏名、座標、解説、備考、記号及び番号、指定解除年月日、解除理由、その他）
 - (3) 防災関係の状況（防災組織、消火設備、通報設備、避雷設備、管理状況、警備方法、周辺の状況、周辺の環境、収蔵庫の状況、所有者の緊急連絡先、所有者以外の緊急連絡先、被災歴、無人時の警備方法、消火方法他特別な設備等、その他）
 - (4) 所在地内の地図・周辺地図・広域地図・写真
- 2 文化財レスキュー台帳を市町村等とクラウド上で共有し、大規模災害時に備える。

第 3 重要文化財の対策

重要文化財の耐震対策は、平成 3 0 年 8 月 9 日付文化庁文化財部参事官（建造物相当）の事務連絡「重要文化財（建造物）の耐震対策について」のとおり、下記の耐震対策を実施する。

- 1 耐震予備診断・耐震診断及び耐震補強の実施
- 2 対処方針の作成・提出
- 3 耐震対策推進の周知徹底
- 4 補助事業における耐震予備診断の必須
- 5 耐震予備診断実施の徹底
- 6 県の指導・助言

第 5 節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は県が「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和 55 年法律第 63 号)」に基づき作成した「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成 7 年法律第 111 号)に基づき作成した「地震防災緊急事業五箇年

